

石川県公報

平成27年7月14日
第12816号（火曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出（厚生政策課）	1	○石川県固定資産台帳等整備支援業務に係る企画提案書の募集公告（財政課）	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出（同）	1	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告（県民交流課）	4
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定の失効（薬事衛生課）	2	○石川県立総合看護専門学校推薦入学試験及び一般入学試験公告（医療対策課）	4
○県道の区域の変更（道路整備課）	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課）	5
○県道の供用の開始（同）	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告（同）	6
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7

告 示

石川県告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成27年7月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 澄鈴会	小松市矢田野町ヲ88	訪問看護ステーション「アイリス」	能美市辰口町971番地	平成27年 4月15日
河崎医院	羽咋郡志賀町高浜町ト ー1	河崎医院	羽咋郡志賀町高浜町ト ー1	平成27年 6月30日

石川県告示第339号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成27年7月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 澄鈴会	小松市矢田野町ヲ88	訪問看護ステーション「アイリス」	能美市辰口町971番地	平成27年 4月15日

河崎医院	羽咋郡志賀町高浜町ト - 1	河崎医院	羽咋郡志賀町高浜町ト - 1	平成27年 6月30日
------	-------------------	------	-------------------	----------------

石川県告示第340号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年7月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 失効した知事監視製品を特定できる情報
次の写真に示すとおり、被包に「BLUE SpiCe」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの（「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）
- 失効の理由
当該知事監視製品に、条例第2条第1項第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため
- 失効の日
平成27年6月30日
- 罰則の適用
条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

石川県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年7月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成27年7月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
七尾輪島線	輪島市山岸町ろ44番1地先から 輪島市山岸町ろ1番1地先まで	旧	9.80 ~ 11.71	213.1	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	11.20 ~ 14.41	213.1	

石川県告示第342号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成27年7月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成27年7月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
七尾輪島線	輪島市山岸町ろ44番1地先から 輪島市山岸町ろ1番1地先まで	平成27年7月14日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

石川県固定資産台帳等整備支援業務に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書の提出を募集する。

平成27年7月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

石川県固定資産台帳整備等支援業務

(2) 業務の内容

本県の資産管理の実情を踏まえた資産の調査、評価、台帳の管理・更新基準の策定など、固定資産台帳の整備に向けた一連の業務

(3) 委託期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

2 応募資格

次の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 石川県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 過去に地方公共団体での類似する業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 企画提案書の審査基準

募集要項に記載する。

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部財政課 電話番号 076-225-1257 FAX 076-225-1258

(2) 募集要項等の配布方法

以下の石川県総務部財政課ホームページよりダウンロードすること。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/zaisei/>

(3) 企画提案書の提出期限

平成27年7月28日（火）午後5時

(4) 企画提案書の審査

提出期限までに提出のあった企画提案書について、後日審査会にて審査を行う。審査結果は、応募者に対し書面で通知する。

5 その他

- (1) 応募に係る費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 詳細は、募集要項等による。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成27年7月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成27年6月26日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 希づき

3 代表者の氏名

山口 智一

4 主たる事務所の所在地

白山市七原町チ16番地11

5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人及びその家族が地域であたりまえの生活をおくるために、何を必要とし又どのような活動をしなければならないのかを考え実践していくなかで、社会全体が障害の有無にかかわらずお互いを尊重し共に支え合っていくことができる豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

石川県立総合看護専門学校推薦入学試験及び一般入学試験公告

石川県立総合看護専門学校に平成28年4月に入学しようとする者に対する推薦入学試験及び一般入学試験を次のとおり実施する。

平成27年7月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 推薦入学試験

(1) 募集人員

ア 第二看護学科 10人程度

イ 第三看護学科 10人程度

ウ 准看護学科 30人程度

(2) 選考の方法

1次選考 書類審査による。

2次選考 1次選考合格者を対象として面接及び学科試験（国語総合（古文及び漢文を除く。）及び現代文並びに数学Ⅰ。ただし、准看護学科は国語のみ。）を実施する。

(3) 2次選考の日時

平成27年11月2日（月）午前9時から

(4) 試験場

金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立総合看護専門学校

(5) 出願に関する書類の受付期間

平成27年10月1日（木）から同月5日（月）まで。郵送の場合は、当該期間内の消印があるものを受け付ける。

(6) 出願に関する書類の請求及び提出先

金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立総合看護専門学校

2 一般入学試験

(1) 募集人員

ア 第二看護学科 45人（推薦を含む。）

イ 第三看護学科 40人（推薦を含む。）

ウ 准看護学科 120人（推薦を含む。）

(2) 試験科目

ア 第二看護学科

(ア) 学科試験

国語総合(古文及び漢文を除く。)及び現代文、数学Ⅰ並びに英語Ⅰ

(イ) 面接試験

イ 第三看護学科

(ア) 学科試験

a 一般科目

国語総合(古文及び漢文を除く。)及び現代文、数学Ⅰ並びに英語Ⅰ

b 専門科目

基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

(イ) 面接試験

ウ 准看護学科

(ア) 学科試験

国語及び数学

(イ) 面接試験

(3) 試験の日時

ア 第二看護学科

平成28年1月13日(水) 午前9時から

イ 第三看護学科

平成28年1月13日(水) 午前9時から

ウ 准看護学科

平成28年1月14日(木) 午前9時から

(4) 試験場

金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立総合看護専門学校

(5) 出願に関する書類の受付期間

平成27年11月30日(月)から翌月7日(月)まで

郵送の場合は、当該期間内の消印があるものを受け付ける。

(6) 出願に関する書類の請求及び提出先

金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立総合看護専門学校

3 その他

詳細な点についての問合せ等は、石川県立総合看護専門学校へすること。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成27年7月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コンフォモール内灘

河北郡内灘町千鳥台4丁目1番地、千鳥台5丁目1番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エスポア
代表取締役 石川 英樹
愛知県名古屋市緑区曾根2丁目162

(変更後) 株式会社エスポア
代表取締役 田上 滋
愛知県名古屋市緑区曾根2丁目162

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社セリア
代表取締役社長 河合 宏光
岐阜県大垣市外渕2丁目38番地

(変更後) 株式会社セリア
代表取締役社長 河合 映治
岐阜県大垣市外渕2丁目38番地

3 変更の年月日

2(1)は、平成27年5月31日

2(2)は、平成26年6月24日

4 変更する理由

代表者が代わったことによる。

5 届出年月日

平成27年7月3日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び内灘町都市整備部企画課

7 届出等の縦覧期間

平成27年7月14日から同年11月16日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年11月16日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成27年7月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ御経塚あやめ店

野々市市御経塚3丁目130番ほか11筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

公告日 平成27年3月3日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要

特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年7月14日から同年8月14日まで

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第84号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成27年7月14日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表236の項を次のように改める。

236	湖陽2丁目	金沢市湖陽2丁目3番地先	H7. 2.28
-----	-------	--------------	----------

別表第11（最高速度の指定）小松警察署管内の表に次のように加える。

281	市道	ゾーン30 (1)小松市軽海町ソ50番地1先 (2)小松市希望丘1番地141先 (3)小松市希望丘1番地61先 (4)小松市希望丘1番地125先 (5)小松市西軽海町4丁目257番地7先 (6)小松市西軽海町2丁目203番地5先 (7)小松市西軽海町2丁目196番地先 (8)小松市軽海町ネ84番地1先 (1)から(8)までの場所を結ぶ線に囲まれた区域内の道路	約3,280 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を除く。）
282	市道	ゾーン30 (1)小松市光陽町31番地24先 (2)小松市光陽町7番地先 (3)小松市光陽町43番地16先 (4)小松市光陽町40番地20先 (1)から(4)までの場所を結ぶ線に囲まれた区域内の道路	約850 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を除く。）

別表第11（最高速度の指定）羽咋警察署管内の表83及び122の項を次のように改める。

83	市道栗ノ保61号線	羽咋市土橋町へ19番地3先から羽咋郡宝達志水町子浦と56の1番地先まで	約2,020 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。）
122	市道栗ノ保61号線	羽咋市柳橋町柳橋76番地1先から羽咋市土橋町へ19番地3先まで	約880 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）

別表第11 小松警察署管内の表131の項を次のように改める。

131	削 除
-----	-----

